

防災基本計画の閲覧性の向上について

1. 作業概要

現行の防災基本計画を基に、参照しやすいよう、災害種別、主体等で検索できるようにエクセルに試行版としてまとめた。

2. 主な機能

試行版としてまとめたエクセルファイルの機能（案）は次の3種類である。

(1) 全般

- ・ 防災基本計画（全編）を一覧で表示する
- ・ 参照時に、セルの文章を修正・削除をした場合であっても、次の参照機能（各種ボタン）を使用した後は、正しい情報が表示される

(2) 参照機能① 目次検索

- ・ 目次（章・節・節の下番号）を一つ選択し、ワンクリックで、該当する本文（先頭）を検索し、表示する

(3) 参照機能② 災害種別・分野別・主体別・用語絞り込み

- ・ 各種設定条件に応じ、以下の絞り込みを行う
 - ・ 災害種別（編）で絞り込む（複数選択可、OR 検索）
 - ・ 分野別キーワードで絞り込む（複数選択可、OR 検索）
 - ・ 主体別で絞り込む（複数選択可、OR 検索）
 - ・ 用語（フリーワード）で絞り込む（OR 検索）
 - ・ 上記4つの条件を自由に組み合わせて絞り込む

(参考) 分野別キーワード (案)

予防対策	応急対策	復旧・復興対策
1. まちづくり 2. 事故災害予防 3. 防災活動促進 4. 研究・観測 5. 災害再発防止 6. 応急対策 7. 復旧・復興への備え	8. 警報 9. 災害情報 10. 活動体制 11. 広域応援 12. 自衛隊派遣 13. 災害拡大防止 14. 救助・救急 15. 医療 16. 消火活動 17. 緊急輸送・交通 18. 避難誘導 19. 避難所 20. 応急仮設住宅等 21. 避難生活対応 22. 物資調達・供給 23. 保健衛生・防疫・遺体 24. 社会秩序・物価 25. 応急教育・保育 26. ボランティア 27. 義援金等	28. 復旧・復興方針 29. 廃棄物 30. 復興計画 31. 生活再建支援 32. 中小企業・経済復興

参照機能のメイン画面

★赤枠をクリックしてください

①赤枠のボタンをクリックすると、【目次検索】の条件入力画面(次のページ)が表示されます。

①

編集・検索画面 (システム画面) .xlsx - Excel

AW146 : 国、地方公共団体等は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にける負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

【防災基本計画】参照画面

目次検索 主体別・分野別・用語検索 絞り込み条件解除 閉じる

○:主担当 △:従担当

【第3編】地震災害対策編

章	タイトル	節	タイトル	項	タイトル	目	タイトル	分野	実施主体者					第3編 本文	
									国	都道府県	市町村	公共機関	その他		
2	災害応急対策	2	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立					情報	○	○	○	○	○	○	地震情報(震度、震源、マグニチュード、余震の状況等)や津波警報等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、地震の規模や被害の程度に応じ、国、公共機関、地方公共団体等は、情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。
125	災害応急対策	2	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立					情報	○	○	○	○	○	○	国、公共機関、地方公共団体等は、災害事象についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。
126	災害応急対策	2	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立					情報	○	○	○	○	○	○	収集・連絡された情報に基づき判断により、国、公共機関、地方公共団体等は、他機関と連携を取りつつ、応急対策の実施体制をとる。国は、必要に応じ、関係省庁災害対策会議の開催、緊急参集チームの参集及び関係機関による協議を行うとともに、非常本部等を設置する。
127	災害応急対策	2	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	1	災害情報の収集・連絡	1	地震情報等の連絡	情報	○						地震が発生した場合、気象庁は、地震情報等の連絡を官邸(内閣官庁)、関係省庁(内閣府、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁等)、関係都道府県及び関係指定公共機関で行う。
128	災害応急対策	2	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	1	災害情報の収集・連絡	1	地震情報等の連絡	情報	○						内閣府は、気象庁から連絡を受けた地震が一定規模以上であった場合は、地震情報について官邸(内閣官庁)及び災害対策関係省庁に連絡を行う。
129	災害応急対策	2	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	1	災害情報の収集・連絡	1	地震情報等の連絡	情報		○					都道府県は、気象庁から連絡を受けた地震情報を、市町村、関

準備完了

参照機能① 「目次検索」の条件入力画面

目次から検索

① 編の絞り込み

2編 共通

2編 共通

3編 地震

4編 津波

5編 風水害

6編 火山災害

7編 雪害

8編 海上災害

9編 航空災害

章

1章 災害予防

項以下

1 構造物・施設等の耐震性の確保についてのま

2 地震に強い国づくり

3 地震に強いまちづくり

1 防災思想の普及、徹底

2 防災知識の普及、訓練

3 国民の防災活動の環境整備

4 災害教訓の伝承

4節 地震災害及び地震防災に関する研

1 地震災害及び地震防災対策に関する研究の

2 予測、観測の充実・強化等

3 統合的研究の推進

4 防災対策研究の国際的な情報発信

5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災

1 災害発生直前対策関係

2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

3 救助・救急、医療及び消火活動関係

4 緊急輸送活動関係

5 避難収容及び情報提供活動関係

6 物資の調達、供給活動関係

7 応急復旧及び二次災害の防止活動関係

8 複合災害対策関係

9 海外等からの支援の受入活動関係

10 防災関係機関の防災訓練の実施

11 災害復旧・復興への備え

2章 災害応急対策

1節 災害発生直前の対策

2節 発災直後の情報の収集・連絡及び

1 災害情報の収集・連絡

2 通信手段の確保

閉じる

③ 選択した目次から検索

①絞り込む編と、
②表示したい
章・節・項以下
を選択し、③赤
枠のボタンをク
リックすると、検
索結果画面(次
のページ)が表
示されます。

参照機能① 「目次検索」の結果画面

- 前の画面で選択した条件に該当する編の本文(先頭)が、一番上の行として表示されます。

【防災基本計画】参照画面

目次検索 **主体別・分野別・用語検索** 絞り込み条件解除 閉じる

○:主担当 △:従担当

章	タイトル	節	項目	分野	実施主体者					第3編 本文	
					国 (詳細)	都道府県	公共機関	その他 (詳細)			
2	災害応急対策	2	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	情報	○	○	○	○	○	地震情報(震度、震源、マグニチュード、余震の状況等)や津波警報等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、地震の規模や被害の程度に応じ、国、公共機関、地方公共団体等は、情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・器材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。	
125	災害応急対策	2	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	情報	○	○	○	○	○	国、公共機関、地方公共団体等は、災害事象についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとり、関係機関間で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。	
126	災害応急対策	2	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	情報	○	○	○	○	○	収集・連絡された情報に基づき判断により、国、公共機関、地方公共団体等は、他機関と連携を取りつつ、応急対策の実施体制をとる。国は、必要に応じ、関係省庁災害対策会議の開催、緊急乗乗チームの参集及び関係機関による協議を行うとともに、非常本部等を設置する。	
127	災害応急対策	2	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	1 災害情報の収集・連絡	1 地震情報等の連絡	情報	○				地震が発生した場合、気象庁は、地震情報等の連絡を官邸(内閣官庁)、関係省庁(内閣府、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁等)、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。
128	災害応急対策	2	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	1 災害情報の収集・連絡	1 地震情報等の連絡	情報	○				内閣府は、気象庁から連絡を受けた地震が一定規模以上であった場合は、地震情報について官邸(内閣官庁)及び災害対策関係省庁に連絡を行う。
129	災害応急対策	2	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	1 災害情報の収集・連絡	1 地震情報等の連絡	情報		○			都道府県は、気象庁から連絡を受けた地震情報を、市町村、県

①赤枠のボタンをクリックすると、【主体別・分野別検索】の条件入力画面(次のページ)が表示されます。

「災害種別・分野別・主体別・フリーワード絞り込み」の 条件入力画面

- 災害種別(編)、分野別、主体別(主担当・従担当)、フリーワードを自由に組み合わせた検索が可能です。

絞り込み検索①

参照条件設定画面 (複数選択が可能です)

編 (第1編～第15編)

全て選択

<input type="checkbox"/> 1編 総則	<input type="checkbox"/> 9編 航空災害
<input checked="" type="checkbox"/> 2編 共通	<input type="checkbox"/> 10編 鉄道災害
<input checked="" type="checkbox"/> 3編 地震	<input type="checkbox"/> 11編 道路災害
<input checked="" type="checkbox"/> 4編 津波	<input type="checkbox"/> 12編 原子力災害
<input type="checkbox"/> 5編 風水害	<input type="checkbox"/> 13編 危険物等災害
<input type="checkbox"/> 6編 火山災害	<input type="checkbox"/> 14編 大規模な火事災害
<input type="checkbox"/> 7編 雪害	<input type="checkbox"/> 15編 林野火災
<input type="checkbox"/> 8編 海上災害	

AND

分野別

区分	分野
予防	まわりの 事故災害予防 防災活動促進 研究・観測 災害再発防止 応急対策への備え 復旧・復興への備え
応急	活動体制 情報 広域協力・受入 交通規制 消防 救助・救急 医療 保健衛生 緊急輸送

AND

主担当

担当
国(指定行政機関)
官庁(内閣官房)
内閣府
警察庁
防衛省
海上保安庁
消防庁
気象庁
自衛隊
国土地理院
地方公共団体
都道府県
市町村
指定(地方)行政機関
銀行
医療・医薬品・医療

AND

従担当

担当
国(指定行政機関)
官庁(内閣官房)
内閣府
警察庁
防衛省
海上保安庁
消防庁
気象庁
自衛隊
国土地理院
地方公共団体
都道府県
市町村
指定(地方)行政機関
銀行
医療・医薬品・医療

AND

フリーワード
(検索対象:本文)

設定条件をクリア

閉じる

検索

①編・分野別・主担当・従担当を選択、フリーワードを入力し、②赤枠のボタンをクリックすると、検索結果画面(次のページ)が表示されます。

参照機能② 災害種別・分野別・主体別・フリーワード絞り込結果画面

- 前の画面で選択した災害種別(編)、分野別、主体別で絞り込んだ結果です。
 - ▶ 前の画面で選択した条件より、「第2編 共通編」OR「第3編 地震災害対策編」OR「第4編 津波災害対策編」AND（「分野:情報」OR「分野:応援協力・受入」）AND（「主担当:都道府県」）に一致する結果が表示されます。

【第3編】地震災害対策編

章	タイトル	節	タイトル	項	タイトル	目	タイトル	分野	実施主体者				第3編 本文
									国 (詳細)	都道府県	市町村	その他 (詳細)	
146	災害応急対策	2	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	1	災害情報の収集・連絡	1	被害規模の早期把握のための活動	情報	○	○			国、地方公共団体等は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。
147	災害応急対策	2	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	1	災害情報の収集・連絡	1	被害規模の早期把握のための活動	情報	○	○	△		国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土地理院、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ、航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。
148	災害応急対策	2	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	1	災害情報の収集・連絡	1	被害規模の早期把握のための活動	情報	○	○	○		国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土地理院、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。
149	災害応急対策	2	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	1	災害情報の収集・連絡	1	被害規模の早期把握のための活動	情報	○	○	○		被害規模を早期に把握するため、警察庁は現場と警察本部が行う交信情報を、消防庁及び地方公共団体は119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するものとする。
150	災害応急対策	2	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	1	災害情報の収集・連絡	2	事故情報等の連絡	情報		○			都道府県は、安全規制等担当省庁から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡する。
151	災害応急対策	2	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	1	災害情報の収集・連絡	3	災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡	情報		○			都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体と連絡する。都道府県警察は、被害に関する情報を把握し、当該情報を警察庁に連絡する。
152	災害応急対策	2	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	1	災害情報の収集・連絡	4	一般被害情報等の収集・連絡	情報	○		△		地方公共団体は、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は、官邸(内閣官庁)及び内閣府に当該情報を連絡し、非常本部等の設置後は当該情報を非常本部等に連絡する。
153	災害応急対策	2	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	1	災害情報の収集・連絡	4	一般被害情報等の収集・連絡	情報		○			都道府県は、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分でない場合等に判断する場合は、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。
	災害応急対策	2	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	1	災害情報の収集・連絡	5	応急対策活動情報等の連絡	情報		○	○		市町村は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を都道府県に連絡する。都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

3ページの
メイン画面
に戻る